

沖縄労働局発表  
平成27年9月29日

|    |  |
|----|--|
| 担当 | 沖縄労働局労働基準部<br>監督課長 橋本 泰明<br>労働時間設定改善指導官 大村 達治<br>電話：098-868-4303 |
|----|--|

## 10月は年次有給休暇取得促進期間です 「プラスワン休暇」で連続休暇に

働き過ぎの防止や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るためには、年次有給休暇の取得促進に向けた取組が大切です。

しかし、年次有給休暇を取得することにためらいを感じている従業員は少なくなく、年次有給休暇の取得率は5割程度にとどまっています。

沖縄労働局（局長 待鳥 浩二）では、休暇を前向きに捉える気運を高めるため、県内自治体のご理解とご協力を得て、「有給休暇を取ってでも参加してほしい！沖縄県内のイベント・行事等」を本年3月27日にとりまとめたところですが、これに加え、昨年引き続き、来年（来年度）の年次有給休暇の計画的付与について労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、効率的に働いて、しっかり休める職場づくりを呼びかけていくことといたしました。

### 効率的に働いて、しっかり休める職場づくりのメニュー例

- ✓ 働き方・休み方を変える第一歩として、「**プラスワン休暇**」を実施しましょう。
- ✓ 年次有給休暇を取得しやすい環境整備や、労使の話し合いの機会をつくる等して、**休暇取得に向けた職場づくり**に取り組みましょう。
- ✓ 年次有給休暇の「**計画的付与制度**」を活用しましょう。